

裁判官認印

### 第 3 回 口 頭 弁 論 調 書 ( 判 決 )

(被告AGI株式会社関係)

事 件 の 表 示	平成18年(ワ)第990号
期 日	平成19年2月13日午前10時00分
場所及び公開の有無	広島地方裁判所民事第2部法廷で公開
裁 判 官	橋 本 良 成
裁 判 所 書 記 官	嶽 野 由 紀
出頭した当事者等	( な し )

#### 弁 論 の 要 領 等

裁判官

別紙の主文及び理由の要旨を告げて判決言渡し

裁判所書記官 嶽 野 由 紀

(別紙)

口頭弁論終結の日 平成19年2月5日

第1 当事者の表示

広島市西区横川町1丁目4番36-901号

原告 岩本 静子

広島市西区小河内町1丁目4番20号ミササハイム1-103号

原告 矢野 武

広島市安佐北区安佐町久地250番9

原告 原 譲治

上記3名訴訟代理人弁護士 板根 富規

京都市下京区万寿寺通烏丸西入ル御供石町368番地

被告 A G I 株式会社

同代表者代表取締役 山元 基義

第2 主文

- 1 被告は、原告ら各自に対し、3万円及びこれに対する平成18年8月25日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決は第1項に限り仮に執行することができる。

第3 請求

原告らの被告に対する、分離前相被告日商システム株式会社の保証会社である被告の不法行為（原告ら及び分離前相被告日商システム株式会社間の取引経過の不開示）による損害賠償請求権に基づく損害金各150万円及びこれに対する平成18年8月25日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金の各支払請求

第4 理由の要旨

被告は、本件口頭弁論期日に出頭せず、被告が陳述したものとみなされる書面によっても、請求原因事実を明らかに争わない。よって、被告において請求原因事実を自白したものとみなす。

そして慰謝料及び弁護士費用として合計各3万円が相当である。

以上

これは正本である

平成19年2月13日

広島地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 嶽野由

